



# 鳥取県公報

令和8年6月19日（金）  
第9799号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	知事指定薬物の指定（367）（医療・保険課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（368）（企業支援課）・・・・・・・・・・ 2
	土地改良区の定款の変更の認可（10件）（369～378）（農地・水保全課）・・・・・・ 3
◇ 公 告	農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（経営支援課）・・・・・・・・・・ 4
◇ 調達公告	落札者の決定（中小家畜試験場）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

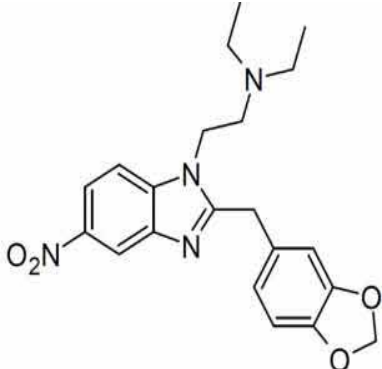
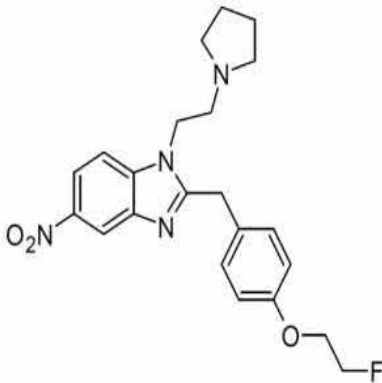
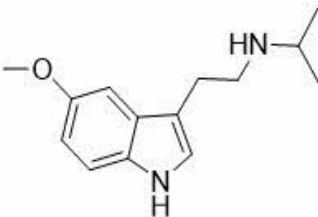
# 告 示

**鳥取県告示第367号**

鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第9条第1項の規定に基づき、知事指定薬物を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年6月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	化学名等及び構造式
8-知(1)-1	M e t h y l e n e d i o x y n i t a z e n e	<p>2- { 2- [ (ベンゾ[d][1,3]ジオキソール-5-イル)メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル} -N,N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類</p> 
8-知(1)-2	F l u e t o n i t a z e p y n e、 N - p y r r o l i d i n o - f l u e t o n i t a z e n e	<p>2- { [4-(2-フルオロエトキシ)フェニル]メチル}-5-ニトロ-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類</p> 
8-知(1)-3	5-MeO-NiPT	<p>N-[2-(5-メトキシ-1H-インドール-3-イル)エチル]プロパン-2-アミン及びその塩類</p> 

**鳥取県告示第368号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第

5条第1項第1号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和8年6月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
シャミネ鳥取 鳥取市東品治町111-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
J R 西日本山陰開発株式会社 代表取締役社長 藤原 芳郎 島根県松江市朝日町字伊勢宮472-2
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗の名称  
変更前 鳥取駅ショッピングプラザ  
変更後 シャミネ鳥取
- 4 変更年月日  
令和8年6月1日
- 5 届出年月日  
令和8年6月1日
- 6 縦覧に供する書類  
届出書
- 7 縦覧に供する期間  
令和8年6月19日から4月間
- 8 縦覧の方法及び縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課において縦覧に供する。
- 9 意見書の提出  
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

---

#### 鳥取県告示第369号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、秋里江津土地改良区の定款の変更を令和8年6月4日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年6月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

---

#### 鳥取県告示第370号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、北条水系土地改良区の定款の変更を令和8年6月4日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年6月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

---

#### 鳥取県告示第371号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、北条砂丘土地改良区の定款の変更を令和8年6月4日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年6月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

---

#### 鳥取県告示第372号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定に基づき、東伯地区土地改良区連合の定款の変更を令和8年6月4日認可したので、同法第84条において準用する同法第30条第3項の規定により告示する。

令和8年6月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県告示第373号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、米子市尚徳三ヶ堰土地改良区の定款の変更を令和8年6月8日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年6月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県告示第374号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、米川土地改良区の定款の変更を令和8年6月8日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年6月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県告示第375号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、箕蚊屋土地改良区の定款の変更を令和8年6月8日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年6月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県告示第376号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、米子市四ヶ村堰土地改良区の定款の変更を令和8年6月9日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年6月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県告示第377号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、米子市伯仙土地改良区の定款の変更を令和8年6月9日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年6月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県告示第378号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定に基づき、大山山麓地区土地改良区連合の定款の変更を令和8年6月9日認可したので、同法第84条において準用する同法第30条第3項の規定により告示する。

令和8年6月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**公 告**

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和8年6月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

農地の所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
岩美郡岩美町大字延興寺字下河原708	田	397
岩美郡岩美町大字延興寺字下河原709		816
岩美郡岩美町大字延興寺字下河原719		2,525
岩美郡岩美町大字延興寺字下河原720		2,488
岩美郡岩美町大字延興寺字下河原723		1,502

2 申請に係る農地の利用の現況

農地の所有者が死亡しており、当該農地について耕作の事業に従事する者が不在となっている。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる理由

当該農地は、鳥取県農業農村担い手育成機構が農地中間管理事業規程で定める地域計画の区域内の農用地に当たるため。

5 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地の区分	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）	補償金の支払の方法
岩美郡岩美町大字延興寺字下河原708	令和9年 1月1日	5年	1,985	農地を利用する権利の始期までに鳥取地方法務局に供託する。
岩美郡岩美町大字延興寺字下河原709			4,080	
岩美郡岩美町大字延興寺字下河原719			12,625	
岩美郡岩美町大字延興寺字下河原720			12,440	
岩美郡岩美町大字延興寺字下河原723			7,510	

6 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和8年7月3日

(2) 提出先

鳥取県農林水産部農業振興局経営支援課（鳥取市東町一丁目220）

(3) 記載事項

- ア 意見書の提出者の氏名及び住所
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

**調 達 公 告**

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年6月19日

鳥取県中小家畜試験場長 尾 崎 裕 昭

- |                        |  |
|------------------------|--|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量      | 家畜用焼却炉 一式                                |
| 2 契 約 方 式              | 一般競争入札                                   |
| 3 落 札 日                | 令和8年5月11日                                |
| 4 落札者の名称及び所在地          | インシナー工業株式会社福岡支店<br>福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目18-28 |
| 5 落 札 金 額              | 53,900,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）            |
| 6 入 札 公 告 日            | 令和8年3月25日                                |
| 7 落 札 方 式              | 最低価格落札方式                                 |
| 8 契約事務担当部局の名称<br>及び所在地 | 鳥取県中小家畜試験場<br>西伯郡南部町北方633                |